



島根県報

平成20年10月28日（火）

第2,030号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--------------------------------|-------------------|----|
| 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更 | (障害者福祉課) | 2 |
| 土地改良事業計画書の縦覧 | (農村整備課) | 2 |
| 保安林の指定 | (森林整備課) | 2 |
| 保安林予定森林（4件） | (") | 3 |
| 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定 | (") | 5 |
| 特別保護地区の指定 | (") | 6 |
| 鳥獣保護区の設定の一部改正（3件） | (") | 7 |
| 休猟区の指定 | (") | 9 |
| 特定猟具使用禁止区域の指定 | (") | 9 |
| 銃猟禁止区域の指定の一部改正 | (") | 13 |
| 建築基準法の規定による道路の指定 | (建築住宅課) | 13 |

【公 告】

| | | |
|---------|---------|----|
| 基本測量の終了 | (用地対策課) | 13 |
|---------|---------|----|

告 示**島根県告示第851号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 | | 所 在 地 | 自立支援医療 の種類 | 変 更 年月日 |
|---------------------|--------|----------------|------------------------|----------------|
| 名 称 | | | | |
| 変 更 前 | 変 更 後 | | | |
| 有限会社小林薬局 | 小林薬局本店 | 仁多郡奥出雲町横田946-2 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成20年 10月1日 |

島根県告示第852号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により、次の者から三条資格者施行土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画及び規約を適当と決定したから、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業主体名 | 事 業 名 | 縦覧に供する書類 の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|--|---|---------------------------|----------------|--------|
| 仁多郡奥出雲町三成444番地18 横田地区農用地改良事業共同施行組合 代表 株式会社 佐藤工務所 代表取締役 佐藤慎一 | 横田地区農用地改良事業 (農山漁村活性化プロジ ェクト支援交付金) | 土地改良事業計画 書の写し 規約の写し | 告示の日から 21日間 | 奥出雲町役場 |

島根県告示第853号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町菅原1609から1611まで、1612-1から1612-7まで、1613

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第854号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市西長江町1579-1、1579-3、1579-4、1579-12

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第855号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市川平町南川上58-1、819-4、820-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第856号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町後山1101-2、1101-5、1101-11

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第857号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町柿木村木部谷1200-1、1200-3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第858号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| | |
|---------------------|---|
| 宍道東キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 松江市の一部 2 面積 1,400ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで |
| 笹畑キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 邑智郡川本町の一部 2 面積 310ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで |
| 島の星キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 江津市の一部 2 面積 3,083ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで |
| 伊木・水上谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 浜田市の一部 2 面積 540ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで |
| 馬谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 益田市の一部 2 面積 1,748ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで |
| 大和東キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 邑智郡美郷町の一部 2 面積 2,002ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成23年10月31日まで |

| | |
|---------------------|-------------------------------------|
| ニホンジカ（メス）捕獲 禁止区域 | 1 区域 出雲市の一部 |
| | 2 面積 6,980ヘクタール |
| | 3 存続期間 平成20年11月1日から平成22年10月31日まで |

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第859号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| | |
|-----------|--|
| 清水特別保護地区 | <p>1 区域 安来市の一部</p> <p>2 面積 15ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p> |
| 社日特別保護地区 | <p>1 区域 安来市の一部</p> <p>2 面積 8ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p> |
| 大満寺特別保護地区 | <p>1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部</p> <p>2 面積 86ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p> |
| 波加島特別保護地区 | <p>1 区域</p> |

| | |
|--|---|
| | 隠岐郡知夫村の一部 2 面積 18ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。 |
|--|---|

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第860号

鳥獣保護区の設定（昭和53年島根県告示888号）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表清水鳥獣保護区の項及び社日鳥獣保護区の項を次のように改める。

| | |
|---------|--|
| 清水鳥獣保護区 | 1 区域 安来市の一部 2 面積 370ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。 |
| 社日鳥獣保護区 | 1 区域 安来市の一部 2 面積 180ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。 |

表神西湖鳥獣保護区の項から波加島鳥獣保護区の項までを次のように改める。

| | |
|----------|---|
| 神西湖鳥獣保護区 | 1 区域 出雲市の一部 2 面積 400ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 |
|----------|---|

| | |
|----------|---|
| | 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。 |
| 高津川鳥獣保護区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 益田市の一部 2 面積 352ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。 |
| 大満寺鳥獣保護区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部 2 面積 406ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。 |
| 波加島鳥獣保護区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 隠岐郡知夫村の一部 2 面積 18ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。 |

島根県告示第861号

鳥獣保護区の設定（昭和63年島根県告示944号）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表若林鳥獣保護区の項を次のように改める。

| | |
|---------|--|
| 若林鳥獣保護区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区域 浜田市の一部 2 面積 168ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで |
|---------|--|

| | |
|--|--|
| | <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針</p> <p>掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p> |
|--|--|

島根県告示第862号

鳥獣保護区の設定（平成10年島根県告示833号）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

表中玉峰山鳥獣保護区の項を削り、丸山城森林浴公園鳥獣保護区の項を次のように改める。

| | |
|---------------|--|
| 丸山城森林浴公園鳥獣保護区 | <p>1 区域</p> <p>邑智郡川本町の一部</p> <p>2 面積</p> <p>190ヘクタール</p> <p>3 存続期間</p> <p>平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針</p> <p>掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p> |
|---------------|--|

島根県告示第863号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

| | |
|----------|---|
| 中村・元屋休猟区 | <p>1 区域</p> <p>隠岐郡隠岐の島町の一部</p> <p>2 面積</p> <p>1,675ヘクタール</p> <p>3 存続期間</p> <p>平成20年11月1日から平成23年10月31日まで</p> |
|----------|---|

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第864号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

| | |
|---------------|---------------------------|
| 北講武特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域</p> <p>松江市の一部</p> |
|---------------|---------------------------|

| | |
|------------------|--|
| | <p>2 面積 65ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 松江橋南橋北特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 松江市の一部</p> <p>2 面積 4,460ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 秋鹿特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 松江市の一部</p> <p>2 面積 97ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 意宇川特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 松江市及び八束郡東出雲町の各一部</p> <p>2 面積 40ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 伯太川下流特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 安来市の一部</p> <p>2 面積 68ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 能義平野特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 安来市の一部</p> <p>2 面積 725ヘクタール</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 木次第2特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 雲南市の一部</p> <p>2 面積 52ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 日御碕特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積 2,230ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 敬川特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 江津市の一部</p> <p>2 面積 20ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 宇津川特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 益田市の一部</p> <p>2 面積 35ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p> |
| 裏匹見特定猟具使用禁止区域 | <p>1 区域 益田市の一部</p> <p>2 面積 33ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで</p> |

| | |
|---------------|---|
| | 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃 |
| 朝倉特定猟具使用禁止区域 | 1 区域 鹿足郡吉賀町の一部 2 面積 83ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃 |
| 高尻川特定猟具使用禁止区域 | 1 区域 鹿足郡吉賀町の一部 2 面積 77ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃 |
| 知夫特定猟具使用禁止区域 | 1 区域 隠岐郡知夫村の一部 2 面積 1,340ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃 |
| 遙堪特定猟具使用禁止区域 | 1 区域 出雲市の一部 2 面積 12ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃 |
| 三代特定猟具使用禁止区域 | 1 区域 雲南市の一部 2 面積 153ヘクタール 3 存続期間 平成20年11月1日から平成30年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃 |

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第865号

銃猟禁止区域の指定（平成14年島根県告示第905号）の一部を次のように改正し、平成20年11月1日から施行する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江橋南橋北銃猟禁止区域の項を削る。

島根県告示第866号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 路線名

市道新市中央線

2 道路の位置

起点：雲南市木次町新市103番地2先道

終点：雲南市木次町新市240番地6

3 道路の幅員

12.0～15.1メートル

4 道路の延長

397メートル

5 指定の年月日及び番号

平成20年10月20日 第2号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成20年9月30日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成20年10月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（ジオイド測量）

2 作業期間

平成20年7月1日から平成20年9月30日まで

3 作業地域

島根県 松江市、浜田市、出雲市、大田市、江津市、飯石郡飯南町、鹿足郡吉賀町